

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

## コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

### 1. 基本的な考え方

当社では、株主をはじめ顧客・従業員・地域社会等のステークホルダーの立場を踏まえた上で、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のために、戦略的かつスピーディーな経営の実現、企業行動の透明性確保、コンプライアンスの徹底を重要なコーポレート・ガバナンスに関する課題と位置付け、整備・構築に努めております。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-2 招集通知の早期発送と電子的公表】

当社は、株主総会招集通知の発送日と同日にTDnetを通じて当該通知に記載する内容を開示しています。また、TDnetに加え、自社ホームページにおいても、当該通知の発送日と同日に当該通知に記載する内容を掲載しています。

なお、当社は一人でも多くの株主様に株主総会へ出席いただくことを目的に、年末繁忙期を避けて12月中旬に株主総会を開催しています。

当社は、上記開示の環境を整えることをもって対応していきます。

【補充原則2-5-1 経営陣から独立した内部通報窓口】

当社は、経営陣から独立した内部通報窓口は設置していませんが、法務総務部長がその任に当たっています。

また、内部通報管理規程により通報者が保護される体制を整備している他、監査役との内部通報に係る情報の共有も行っており、現時点において内部通報に係る体制は十分に機能していると考えています。

【原則4-2、補充原則4-2-1 取締役会の役割・責務(2)】

当社は、中長期戦略の立案に際しては、取締役会で多角的かつ十分な検討を行った上で適切なリスクテイクを行っており、決議した内容は経営陣が実行します。

なお、経営陣の報酬については、現状において適切と考えており、中長期的なインセンティブ付けは行っていません。

【補充原則4-10-1 指名・報酬等に関する独立社外取締役の関与・助言】

当社は、経営陣幹部・取締役の指名・報酬などについて、指名委員会・報酬委員会などの独立した諮問委員会は設置していませんが、報酬に関しては取締役会にて代表取締役へ一任する決議を諮った上で、当社の報酬制度に基づいて代表取締役が決定しております。

【原則4-11 取締役会・監査役会の実効性確保のための前提条件】

取締役会は、年齢や性別、国際性を問わず、取締役会の全体としての経験・能力・実績等のバランスを考慮し、多様な取締役で構成することとしています。また、監査役には、財務・会計・法務に関して豊富な知識を有している者を選任しております。

取締役会の実効性の分析・評価は年1回の頻度で実施しています。

#### 【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4 政策保有株式】

政策保有株式として上場株式を保有するにあたっては、業務提携、取引の維持・強化などの保有目的の合理性に関する条件を満たす範囲で行うことを基本的な方針としており、取締役会で個別の政策保有株式が当該条件を満たしているかを検証し、当該条件を満たさないと判断するに至った政策保有株式については見直しを実施します。また、政策保有株式に係る議決権の行使にあたっては、当該議案が当社の保有方針に適合するかなどを総合的に勘案し、適切に議決権を行使します。

【原則1-7 関連当事者間の取引】

当社は、取締役会規程を定め、取締役・監査役及び主要株主等との競業取引及び利益相反取引について、当該取引の必要性及び取引条件が第三者との通常の取引と著しく相違がないこと等に留意しつつ、あらかじめ取締役会に付議し、その承認を得るものと定めています。また、当該取引については、定期的にその有無を確認しています。

【原則2-6 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、確定給付企業年金制度を採用しており、企業年金の積立金の運用においては、運用に関する基本方針のもと、必要な運用目標を達成するために資産構成割合を定めるとともに、最適な運用受託機関を決定しております。

運用受託機関に対しては、企業年金の運用にかかる担当部署が、運用実績等に関する適切なモニタリングを実施しております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(1)会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

経営理念、企業ビジョン、中期方針等は、当社ホームページに開示しています。  
(<http://www.tokan-g.co.jp>)

(2)本コード(原案)のそれぞれの原則を踏まえた、コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針  
コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針は、本報告書の「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報」の1.に記載する通りです。

(3)取締役会が経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続  
取締役の報酬については、年間の上限額を株主総会で決議しており、個別の額については社長の各取締役に対する評価を加味した上で、取締役会で決議しています。  
その上で、経営陣幹部の報酬は、固定報酬である月額報酬と業績に連動させた賞与で構成しています。

(4)取締役会が経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続  
当社は、豊富な経験・能力・実績を有する人物を社長が取締役・監査役候補者として選定し、監査役候補者は監査役会の同意を経て、取締役会にて指名しています。また、その他の経営陣幹部については、業務に精通し、人格・見識・実行力ともに優れた人物を社長が経営陣幹部候補者として選定し、取締役会にて選任しています。また、経営陣幹部に法令・定款違反その他職務遂行に支障を来す事由が生じた場合には、取締役会において解任の審議を行うことができるものとしています。

(5)取締役会が上記(4)を踏まえて経営陣幹部の選任と取締役・監査役候補の指名を行う際の、個々の選任・指名についての説明  
当社は、取締役・監査役の各候補者の選任理由について株主総会参考書類に記載しています。  
また、その他の経営陣幹部については新任候補者の選任理由についても、当社ホームページのプレスリリース「人事異動のお知らせ」に掲載しています。

#### 【補充原則4-1-1 取締役会の決議事項と委任の範囲】

当社は、会社法等の法令を踏まえ取締役会で判断・決定すべき事項を取締役会規程で定め、当該規程に基づき職務権限規程にて経営陣が執行できる範囲を明確に定めています。

#### 【原則4-9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社は、金融商品取引所が定める独立性基準と会社法上の社外取締役の要件に基づき、独立社外取締役の独立性を確認しています。また、取締役会では、率直で活発、建設的な検討への貢献が期待できる人物を、独立社外取締役候補者として選定することとしています。

#### 【補充原則4-11-1 取締役会全体としてのバランス・多様性・規模等に関する考え方】

取締役会は、年齢や性別を問わず、取締役会の全体としての経験・能力・実績等のバランスを考慮し、多様な取締役で構成することとしています。また、取締役候補の指名に関する方針・手続きについては、原則3-1(4)で開示しています。

#### 【補充原則4-11-2 取締役・監査役の上場会社の役員の兼任状況】

当社は、取締役及び監査役の他社の兼任状況について、株主総会招集通知及び有価証券報告書により毎年開示しており、当該兼任状況は合理的な範囲内です。

#### 【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性について分析・評価】

取締役・監査役へのアンケートおよびヒアリングを通じて分析・評価を行った結果、取締役会の議論・審議は活発であり、取締役会の実効性は高いと考えております。今後も、取締役会の実効性の分析・評価を実施し、向上に努めていきます。

#### 【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役及び監査役が、期待される役割・責務を發揮できるよう、社会情勢の変化や法制度改正等の情報の取得、知識の向上の機会を提供しています。加えて、社外取締役・社外監査役に対して、定期的に部門活動報告及び事業所の視察を行うなど、当社の理解を深める機会を提供しています。  
また、新任取締役・新任監査役については外部研修会への参加を必須とするなど、必要な知識の取得や役員としての意識向上の機会を提供しています。

#### 【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、株主からの対話(面談)の申込みに対しては、IR責任者に選任された担当役員が、関係部署と連携し、会社の持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するよう、合理的な範囲で面談に対応します。加えて、当社は、投資家むけIRイベント等を通じて対話の充実を図っており、これらの対話によって得られた株主の意見等は、必要に応じて取締役会に報告しています。  
なお、株主との対話に際して、インサイダー情報は内部者取引管理規程に基づき管理しています。

## 2. 資本構成

外国人株式保有比率

10%未満

### 【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
永津邦彦	663,000	12.11
トーカン友東会	341,600	6.24
永津真紀子	335,000	6.12
トーカン社員持株会	281,654	5.14
株式会社三菱UFJ銀行	268,000	4.89
豊田通商株式会社	222,000	4.05
株式会社吉番屋	211,000	3.85

永津嘉人	169,000	3.08
株式会社大垣共立銀行	160,000	2.92
第一生命保険株式会社	150,000	2.74

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

### 3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	名古屋 第二部
決算期	9月
業種	卸売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における(連結)売上高	1000億円以上1兆円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

### 4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

### 5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
竹内和彦	他の会社の出身者													
高橋克紀	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
竹内和彦			長年にわたり、上場会社の経営者を務めるなど、その職歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づいた助言や経営を監視する立場から有用な意見をいただくことを目的として、社外取締役として選任しております。また、経営に対して独立性を確保し一般株主に対しても利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

高橋克紀		長年にわたり、上場会社の経営者を務めるなど、その職歴を通じて培った経営の専門家としての経験・見識に基づいた助言や経営を監視する立場から有用な意見をいただくことを目的として、社外取締役として選任しております。また、経営に対して独立性を確保し一般株主に対しても利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。
------	--	--

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

**【監査役関係】**

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4名
監査役の数	3名

**監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況**

内部監査を行なう業務品質監査室を設置し、4名体制で必要な業務監査を随時実施しております。内部監査報告書を監査役に必ず回付するなど、随時密接な情報共有を図っております。また、監査役、会計監査人、業務品質監査室は原則3ヶ月に1回の頻度で三様監査会議を開催し、監査方針、監査計画、監査実施状況等について調整しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数	1名

**会社との関係(1)**

氏名	属性	会社との関係( )												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
中野克己	弁護士													
上田圭祐	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

**会社との関係(2)**

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

中野克己		顧問弁護士としての専門知識・経験等を当社の監査に活かしていただくことを目的として、社外監査役として選任しております。
上田圭祐		公認会計士としての専門知識・経験等を当社の監査に活かしていただくことを目的として、社外監査役として選任しております。 また、経営に対して独立性を確保し一般株主に対しても利益相反が生じる恐れがないと判断し、独立役員に指定しております。

### 【独立役員関係】

独立役員の人数	3名
その他独立役員に関する事項	

### 【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
該当項目に関する補足説明	

取締役の報酬につきましては、固定報酬である月額報酬と業績に連動させた業績連動賞与で構成しております。

ストックオプションの付与対象者	
該当項目に関する補足説明	

### 【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
該当項目に関する補足説明	

当社は、取締役の年間報酬総額と監査役の年間報酬総額を表示しており、社外取締役分と社外監査役分を別掲しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容	

取締役及び監査役の報酬は、固定報酬である「月額報酬」に加え、業績に連動させた「業績連動賞与」で構成されております。「業績連動賞与」は業績向上に対する意欲を一層高めるとともに、当社の業績に対する成果責任を明確にすることを意図したものであります。取締役の月額報酬額及び賞与額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、取締役会の決議により決定することとしております。監査役の月額報酬額及び賞与額は、株主総会で承認された報酬総額の範囲内で、監査役会の協議により決定することとしております。なお、役員退職慰労金につきましては平成19年12月に廃止しております。

### 【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役は、適切な意思決定に必要な情報が不足している場合には、関連部門に対し情報又は資料の提供を求めており、当該部門は要請に基づき必要な情報又は資料を適宜提供しております。  
社外監査役は、常勤監査役が経営会議等の重要な会議に出席して情報収集し、当該情報に不足がある場合には、業務品質監査室及び関連部門に対して情報又は資料の提供を求め、社外監査役と必要に応じて連携し、適切な情報入手を行っております。

## 2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

### (1) 現状体制の概要

当社は監査役制度を採用しており、取締役6名の内、社外取締役を2名、監査役3名の内、社外監査役を2名選任しております。社外取締役は、経営の専門家としての経験・見識による助言や当社の業務執行の監視機能を担っております。また、社外監査役は、高度な専門知識を有する弁護士、公認会計士であり、コンプライアンスの視点から取締役を牽制しており、専門的見地を有する社外監査役、常勤監査役及び内部監査部門との連携した監査によって業務の適正を確保していると考えているため本体制を採用しております。

### (2) 業務執行

重要な業務執行に関する意思決定機関として取締役会、執行役員会を毎月1回開催しております。また、重要な業務執行を協議するとともに業務全般を統制、管理する機関として経営会議を毎週1回開催しております。

### (3) 監査体制

監査役会は3名で構成され、原則として3ヶ月に1回開催しております。常勤監査役は、取締役会、経営会議及びその他重要な会議に出席し、取締役の業務執行を監視できる体制となっております。

会計監査人は、有限責任監査法人トーマツに依頼しており、当社の会計監査業務を執行した公認会計士は三浦宏和氏、今泉誠氏の2名であります。

## 3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、中期方針を策定し、重要な業務執行について社外取締役及び社外監査役を含む取締役会メンバーにて十分な審議を行うとともに、決定した内容は取締役もしくは執行役員が実行しております。また、社外取締役及び社外監査役を複数名選任することで、透明性と実効性の高い監督体制と独立性の高い監査体制を構築しております。

以上により、当社は十分なコーポレート・ガバナンスが達成できると考えており、現状の体制を採用しております。

## 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

### 1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	当社は9月決算のため、株主総会集中日に該当いたしません。
その他	当社は、株主が適切な判断を行うために必要と考えられる株主総会議案に関する情報を株主総会招集通知に記載しており、TDnetを通じて当該通知に記載する内容を速やかに開示しております。 なお、自社ホームページにも当該通知に記載する内容を掲載しております。

### 2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
IR資料のホームページ掲載	決算短信、株主総会招集通知、報告書等を自社ホームページに掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IRはコーポレート本部企画管理部が主管しております。	

### 3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、「トークン・グループ行動規範」を制定し、各ステークホルダーの立場の尊重について明記しております。また、「トークン・グループ行動規範」は当社のホームページに掲載し公開しております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社は、CSR委員会のもと、コンプライアンス、情報セキュリティ、環境、社会・地域貢献の4つを軸に取組みを進めております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、「トークン・グループ行動規範」内に情報の取扱いとして「私たちは、情報セキュリティポリシーに基づき、情報の取扱いには細心の注意を払います」と定め、インサイダー取引や個人情報の漏洩の防止に努めております。これらを確保する方策として、「内部者取引管理規程」「個人情報管理規程」を制定しております。
その他	当社は、株主をはじめとするステークホルダーから理解を得るために適切な情報開示を行うことが必要不可欠と認識しております。 そのため、法令に基づく開示以外にも、株主をはじめとするステークホルダーにとって重要と判断される情報(非財務情報も含む)を、正確で利用者にとって分かりやすく、情報として有用性の高い形で、当社ホームページや報告書等の様々な手段により開示を行っております。



## 内部統制システム等に関する事項

### 1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令・定款に適合するよう次のコンプライアンス体制を構築する。
  - (1) 取締役、使用人の企業倫理意識の向上、法令遵守のため「トールグループ行動規範」を定め、研修を実施し、実行する。  
・トールグループ行動規範の周知活動は、遵守すべき法令及び行動範囲を明確にして、当社及び当社子会社(以下、当社グループ)の取締役及び使用人に対し、研修やキャンペーンなどを通じ徹底を図っております。
  - (2) 取締役、使用人への企業倫理意識等の浸透を図るためこれを推進する組織「CSR委員会」を設置する。  
・CSR運用規程に基づき、定期的にCSR委員会を開催し、企業倫理意識等の浸透に努め、また、当委員会におけるコンプライアンス分科会のもとで法令分野ごとに定めた主管部門が法令等の制定・改廃に対する対応を図っております。
  - (3) 法令遵守の観点から、これに反する行為等を早期に発見し、是正するため使用人を対象とした「内部通報制度」を設置する。  
・コンプライアンス・ホットライン(内部通報制度)を設置し、当社グループにおける違反行為の未然防止及び早期発見を図っております。
2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関し、取締役の職務の遂行に係る文書等は、これに関連する資料とともに社内規程に従い保管する。
  - ・文書管理規程及び情報セキュリティ管理規程に基づき、取締役会議事録、経営会議議事録、稟議書、その他取締役の職務執行に係る情報を適切に保存・管理し、取締役及び監査役がいつでも閲覧できる状態を維持しております。
3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制を整備する。
  - ・当社では、リスク管理規程を制定し、個々のリスク(生産リスク、災害リスク、情報セキュリティリスク等経営に大きな影響を及ぼすリスク)の責任部署を定め、継続的にリスクを評価し、その未然防止と損失の最小化に努め、リスクを統括的に管理する体制を整備しております。
4. 取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制を整備する。
  - ・取締役会を月1回定例開催するほか、社長の諮問機関である経営会議を毎週1回開催し、適切な意思決定を図るとともに、執行役員会を月1回開催し、業績の進捗状況の把握と情報の共有化を図っております。また、職務執行については、取締役会規程、経営会議規程、職務権限規程等の社内規程において責任と執行手続を定め、必要に応じ規程の見直しを行っております。
5. 当社グループから成る企業集団における業務の適正を確保する体制を整備する。
  - ・当社から子会社の取締役及び監査役を派遣し、また、関係会社管理規程に基づき子会社を管理・監督するとともに、グループの企業理念や価値観の浸透、トールグループ行動規範の徹底を図り、円滑な企業集団運営活動を実施しております。
6. 監査役の求めに応じて、監査役の職務を補助する担当者を設置する。この担当者の人事に係る事項の決定には、監査役会に事前の同意を得る。
  - ・現段階では専任の補助者を設置していませんが、監査役からの要請があれば対応することとしております。
7. 取締役及び使用人が行う監査役又は監査役会に対する報告は、法令の規定事項のほか、当社グループに関する次の事項とする。
  - (1) 業務・財務に重大な影響、損害を及ぼすおそれがある事実を発見したときは、当該事項に関する事項
  - (2) 取締役・使用人等が法令又は定款に違反する行為をし、又はこれらの行為を行うおそれがあると考えられるときは、その旨
  - (3) 会社全体に影響を及ぼす重要事項に関する決定
  - (4) 業績及び業績見込みの重要事項開示内容
  - (5) 内部監査部門の責任者は、内部監査の実施状況又は業務遂行の状況及び内部統制に関する活動状況
  - (6) 内部通報制度の責任者は、同制度の運用状況及び通報の内容
  - (7) 監査役又は監査役会から業務執行に関する事項の報告を求められた取締役及び使用人は、速やかに当該事項につき報告
  - ・取締役及び使用人は、監査役に対し経営会議・その他重要な会議に出席を求め、また、重要な稟議書類を閲覧できる体制を整備し、必要に応じその説明をすることにより、報告体制の充実を図っております。
8. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制を整備する。
  - ・監査役は、主要な会議に出席するとともに、重要書類の閲覧により取締役の職務の執行状況を確認し、代表取締役並びに会計監査人との間で、定期的な会合を行い、意見交換ができる体制を確保しております。
  - ・当社は、当社監査役へ報告を行った当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告を行ったことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、それを当社グループの取締役及び使用人に周知徹底しております。
  - ・当社は、監査役の職務執行により生ずる費用等について、当該監査役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかにこれを支払います。
9. 財務報告の信頼性を確保するための体制を構築する。
  - ・当社は、「財務報告に係る内部統制運用管理規程」を制定し、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、不備があれば是正していく体制を整備しております。

### 2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社では、トールグループ行動規範に「私たちは、反社会的な個人・団体からの特殊取引や金銭などの要求には決して応じません」と規定し、反社会的勢力による不当要求などに対しては、組織全体として毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力及び団体との取引関係の排除、その他一切の関係をもたない体制を整えております。

## その他

### 1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

### 2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

#### 適時開示体制の概要



